

「富山マラソン2024」協賛獲得業務
委託業者選定プロポーザル実施要領

1 委託業務の名称

「富山マラソン2024」協賛獲得業務

2 委託期間

契約締結日から令和7年1月31日

3 契約金額

獲得協賛金（現物支給等の金額換算相当額含む）の一定割合を手数料として支払う。
獲得協賛金の取扱い（事務局への入金方法、手数料の支払方法等）については、別途協議する。

4 委託内容

別添の「富山マラソン2024」協賛獲得業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）
のとおり

5 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 富山県物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- (3) 富山県内に本店を有する者

（注）共同企業体として参加する場合は、代表企業は上記参加資格の全てを、構成員は（1）を満たす必要がある。

- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

6 参加申込・提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類	提出期限【必着】
参加申込書（様式1）	令和5年1月12日（金）午後5時
会社概要及び事業実績（様式2）	同上
提案書（様式自由）	令和5年1月17日（水）午後5時

<提案書の内容等>

別添仕様書「3 委託内容」の業務に基づいた内容を提案することとし、獲得目標金額、最低保証金額、他のイベントにおける協賛金獲得実績、メディア（新聞等）を使用した機運醸成企画の内容（媒体名、ボリューム等）及び経費、アピールポイ

ント等を一つの資料にまとめて提案すること。

(2) 提出先

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 (生活環境文化部スポーツ振興課内)
富山マラソン実行委員会事務局 E-mail: ml-toyamamarathon@pref.toyama.lg.jp

(3) 提出方法

電子メール

※電子メール送信後、必ず事務局(076-444-4102)に電話で到達を確認すること。

7 質疑応答

(1) 受付期間

令和6年1月10日(水) 午後5時(必着)

(2) 質問方法

電子メール(上記6(2)提出先に同じ)

※電子メール送信後、必ず事務局(076-444-4102)に電話で到達を確認すること。

(3) 必要事項

①電子メールの件名を「富山マラソン2024」協賛獲得業務委託プロポーザルに係る質問」とすること。

②本文中に質問者の会社名・担当者所属部署・氏名・電話番号を明記すること。

(4) 質問への回答

質問を一括してとりまとめの上、後日、参加申込みをした全員に電子メールで回答する。

8 選定方法及び基準

(1) 選定方法

選定委員が書類審査及びプレゼンテーション審査において総合的に評価して決定する。

(2) 審査項目及び配点

評価項目(配点)	評価のポイント
協賛獲得 (70点)	協賛獲得の実現性、獲得目標金額、最低保証金額は十分か。 新規獲得及び協賛ランク維持に向けた対応策が明確であるか。
機運醸成企画の内容 (20点)	内容が効果的か。 大会運営費全体とのバランスは適当か。
業務実績 (10点)	業務を円滑に遂行する十分な実績があるか。
合計(100点)	

(3) プレゼンテーション審査について

ア 日時 令和6年1月25日(木)午後(詳細な時間・場所は別途通知する。)

イ 場所 富山県庁内会議室

ウ 出席者 3名以内

エ 方 法 企画提案書をもとにプレゼンテーションを行うこと。プレゼンテーションに必要な範囲でのパソコンの持ち込みは可。ただし、スクリーンやプロジェクターを利用するプレゼンテーションは不可とする。

(4) 審査対象からの除外

ア 提案書等の提出が提出期限に遅れた場合は、失格とする。

イ 本プロポーザルに関する条件、指示事項等に違反した場合は、失格とする。

(5) 選定結果の通知

ア 選定結果については、申込者（共同企業体の場合は代表者）全員に文書で通知する。

イ 選定の経緯は公表しないこととし、選定結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

9 審査後の手続き

選定した受託候補者と契約協議を行い、詳細な業務内容及び契約条件について合意した後に委託契約を締結する。

ただし、受託候補者と契約条件について合意に達しなかったときは、次点の事業者を受託候補者として協議を行い、合意した後に委託契約を締結する。

なお、受託候補者との協議の中で、提案内容を一部修正する場合がある。

10 留意事項

(1) 資料の作成及び提出に係る費用はすべて参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 事業の実施に係る物品の調達等に際しては、地域の活性化の観点を考慮すること。